

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニカラグア	食糧増産援助に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	515,000千円 H17.3.31まで	H16.3.17 マナグア で (同日)	日本側 加賀美充洋在ニカラグア大使 ニカラグア側 セルヒオ・マリオ・フランソ・ラソサス外務大臣代理	H17.1.19 50号
ニカラグア	ニカラグア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との交換公文	ニカラグアの経済の構造改革努力推進及び債務問題を含むニカラグアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H16.3.17 マナグア で (同日)	日本側 加賀美充洋在ニカラグア大使 ニカラグア側 セルヒオ・マリオ・フランソ・ラソサス外務大臣代理	H17.6.20 453号
ニカラグア	マナグア県基礎教育施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との交換公文	マナグア県基礎教育施設整備計画を実施するために必要な教育施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 基礎教育施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 西部2県保健医療センター整備計画を実施するために必要な 1. 保健医療センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びに機材の据付けに必要な役務の供与 3. 上記2.の機材及び資材の調達に必要な役務の供与 4. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	515,000千円 H17.3.31まで 828,000千円 (H16年度 283,000千円) H17.3.31まで (H17年度 545,000千円) H18.3.31まで	H16.6.17 東京で (同日)	日本側 川口順子外務大臣 ニカラグア側 ノルマン・ホセ・カルデナル外務大臣	H17.1.19 48号
ニカラグア	農道建設機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との交換公文	農道建設機材整備計画を実施するために必要な1.車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	812,000千円 H17.3.31まで	H16.8.24 マナグア で (同日)	日本側 加賀美充洋在ニカラグア大使 ニカラグア側 ノルマン・ホセ・カルデナル外務大臣	H17.5.27 329号
ニカラグア	看護教育機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との交換公文	看護教育機材整備計画を実施するために必要な1.機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与	242,000千円 H17.11.28まで	H16.11.29 マナグア で (同日)	日本側 加賀美充洋在ニカラグア大使 ニカラグア側 ノルマン・ホセ・カルデナル外務大臣	H17.8.1 719号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニカラグア	ニカラグア共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とニカ ラグア共和国政府との交換 公文	ニカラグアの経済改善努力推進及び債務問題 を含むニカラグアの経済困難緩和に寄与するため、両 政府の関係が合意する生産物及び役務を購入する ための資金を贈与すること。	800,000千円 -----	H17.1.17 マナグア で (同日)	日本側 加賀美充洋在ニカ ラグア大使 ニカラグア側 ソルマン・ ホセ・カルデラ・カルデ ナル外務大臣	H17.6.29 549号
ニカラグア	マナグア県基礎教育施設整備計 画のための贈与に関する日本国 政府とニカラグア共和国政府と の間の交換公文	マナグア県基礎教育施設整備計画を実施するため に必要な 1.基礎教育施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその調達に必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	610,000千円 H18.3.31まで	H17.6.3 マナグア で (同日)	日本側 加賀美充洋在ニカ ラグア大使 ニカラグア側 ソルマン・ ホセ・カルデラ・カルデ ナル外務大臣	H17.7.8 630号
ニカラグア	リバス県、ボアコン県及びチヨ ンタレーレス県基礎教育施設建設計 画のための贈与に関する日本国 政府とニカラグア共和国政府と の間の交換公文	リバス県、ボアコン県及びチヨンタレーレス県基礎教育 施設建設計画を実施するために必要な 1.基礎教育施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその調達に必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	704,000千円 H18.3.31まで	H17.6.3 マナグア で (同日)	日本側 加賀美充洋在ニカ ラグア大使 ニカラグア側 ソルマン・ ホセ・カルデラ・カルデ ナル外務大臣	H17.7.8 631号
ニカラグア	サン・フアン・デル・スル漁業 施設整備計画のための贈与に関 する日本国政府とニカラグア共 和国政府との間の交換公文	サン・フアン・デル・スル漁業施設整備計画を実施 するために必要な 1.漁業事務所建設に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその掘付けに必要な役務の供与 3.車両及びその調達に必要な役務の供与 4.上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供 与 5.上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	1,196,000千円 H18.3.31まで	H17.6.3 マナグア で (同日)	日本側 加賀美充洋在ニカ ラグア大使 ニカラグア側 ソルマン・ ホセ・カルデラ・カルデ ナル外務大臣	H17.7.8 632号
ニカラグア	ニカラグア共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とニカ ラグア共和国政府との間の交換 公文	ニカラグアの経済の構造改善努力推進及び債務問題 を含むニカラグアの経済困難緩和に寄与するため、両 政府の関係が合意する生産物及び役務を購入する ための資金を贈与すること。	800,000千円 -----	H17.10.26 マナグア で (同日)	日本側 加賀美充洋在ニカ ラグア大使 ニカラグア側 ソルマン・ ホセ・カルデラ・カルデ ナル外務大臣	H17.11.14 1061号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。